

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

(学校保健安全法施行規則第十八条)

	感染症	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘瘡 南米出血熱 ペスト マールブルグ熱 ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS) 中東呼吸器症候群 鳥インフルエンザ(H5N1) 新型インフルエンザ等感染症 指定感染症 新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ 百日咳 麻疹(はしか) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 風疹(3日はしか) 水痘(みずぼうそう) 咽頭結膜熱(プール熱) 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他 溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 伝染性紅斑(りんご病) ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 流行性嘔吐下痢症(ノロウイルス等)	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで * その他の感染症は基本的に出席停止ではありませんが、医師の指示に従い、「出席停止」になる場合もあります。 * 担当した医師に「登校の可否」についてご確認ください。「出席停止」の指示があった場合には、「登校再開する日」についてもご確認ください。

注) 第二種の感染症にかかった児童については、上記の期間、出席停止となりますが、ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。